令和８年 11 月 27 日
報 道 発 表 資 料
川崎市（市民文化局）

路上演奏登録制「川崎駅東口ストリートミュージックパス」の運用ガイドラインを改正し、試行（第２弾）を実施します

川崎市は、令和９年１月 14 日（木）から、川崎駅東口駅前広場での路上演奏登録制の試行【第２弾】として、新たな演奏者登録・事前受付システムの導入や、アコースティック・スペースの新設、演奏者による現場責任者の配置等を行います。

これは、令和７年８月１日から試行実施している、指定エリアでの演奏活動の登録制「川崎駅東口ストリートミュージックパス（登録証）」を、路上演奏の適切な管理及び順番待ちの課題解決、並びに公共通路における円滑な通行の確保等の観点から見直して実施するものです。

川崎駅東口駅前広場での路上演奏について、多くの方々に利用される公共の通路という広場の機能を保ちつつ、音楽文化の１つとして共存を図るための取組を引き続き進めてまいります。

１ 実施主体 川崎市、「音楽のまち・かわさき」推進協議会

２ 実施期間 令和９年１月 14 日（木）から令和９年８月頃まで
（令和８年 12 月 14 日（月）登録受付開始）

３ 場所 川崎駅東口駅前広場（川崎市川崎区駅前本町）

４ 試行（第２弾）の実施概要（主な見直しの概要）

（１）路上演奏の適切な管理及び演奏順番待ちの課題解決のため、新たな演奏者登録・事前受付システムを導入（現在登録されている方も再登録が必要になります）

- 公共施設予約管理システム「Spacepad」を利用した演奏者登録・事前受付システムを導入します。
- 登録時には公的個人認証サービスアプリ「xID」を使用した本人確認が必要となります。
- これまで現地での登録証掲示のみで運用していた演奏順番待ちをシステム化し、オンラインで空き状況の確認と演奏エリア・時間枠の事前受付が可能となります。

（２）公共通路における円滑な通行の確保のため、演奏者による現場責任者の配置及びアコースティック・スペースの新設

- 演奏エリアから観客が溢れて通行に支障が出ないよう、演奏者が現場責任者を配置することとします。
- アンプを使用しない演奏者向けに、通常の演奏エリアより小さなアコースティック（生音）限定のスペースを新設し、このスペース内で演奏者及び観客が収まる場合、演奏者自身が現場責任者を兼ねられるものとします。
- アコースティック・スペースは、各日４か所の演奏エリアのうち２か所限定の運用とします。

（３）その他の主な見直し

- より効率的・効果的な事業運営を図るため、平日の演奏開始時刻を正午から 15 時へ変更します。
- 主に休日に開催している大道芸との重複を避けるため、休日専用の演奏エリア（E エリア）を新設します。
- ガイドラインの解説資料として、アンプの使用等の注意事項を図示した『川崎路上演奏のトリセツ』を新たに作成して周知します。
- ガイドラインの違反等への対応として、登録を抹消する場合があることを定めます。

※指定の場所は、川崎市が道路使用許可申請を行い、川崎警察署の許可を得ています。

※詳細は、「音楽のまち・かわさき」推進協議会ウェブサイトをご参照ください。

https://www.ongakunomachi.jp/smp/

（演奏者登録・事前受付システムのページ、「川崎路上演奏のトリセツ」は、令和８年 12 月 14 日（月）から公開予定）

※試行（第２弾）の実施状況を踏まえて、今後の取組について検討してまいります。

【問合せ先】
川崎市市民文化局市民文化振興室 秋山
電話 ０４４－２００－２３０６
内線 ２７７０３

令和９年１月14日適用

「川崎駅東口ストリートミュージックパス」運用ガイドライン（試行実施 第2弾）

この取組は、音楽文化の振興と周辺環境との調和を図るため、川崎市が道路交通法に基づく道路使用許可を川崎警察署から得た上で、登録制のもとで試行的に実施するものです。

川崎駅東口駅前広場は、多様な人々が利用する公共空間です。本取組は、駅前広場の本来の機能を損なわない範囲で音楽文化との共存を図るものであり、演奏会やライブイベントの開催を想定したものではありません。演奏できるのは道路使用許可を得ている指定の場所・時間帯に限られます。

本取組を継続していくためには、演奏者一人ひとりによる本ガイドラインと公共マナーの遵守が欠かせません。本ガイドラインの遵守を条件に道路使用許可を得ており、不適切な言動やルール違反は、たとえ一部であっても本取組全体に対する信頼を損ない、取組の継続そのものに影響を及ぼしかねません。

演奏者の皆様には、本ガイドライン及び公共マナー・モラルの遵守徹底を強くお願いいたします。

１　登録・事前受付

（１）川崎駅東口駅前広場で演奏を希望する個人・グループは、事前に登録をしてください。

（２）登録は「音楽のまち・かわさき」推進協議会ウェブサイトから行ってください。

（３）登録した方は、本ガイドラインと別途定める資料「川崎路上演奏のトリセツ」（以下、「トリセツ」とする）を必ず遵守して演奏してください。本ガイドラインに定める事項に違反した場合、禁止事項に抵触した場合その他本取組の適正な運用に支障を及ぼすと認められる場合は、登録を抹消することがあります。

（４）本取組では事前受付制を導入しており、演奏にあたっては時間帯・場所の事前受付が必要です。事前受付の詳細は、登録時の案内情報や「トリセツ」を参照してください。

（５）本取組は駅前広場の占用許可に基づくものではないため、現地で他の集会・イベント等が開催されているときは、事前受付された方であっても指定場所を使用できない場合もあることを予め了承してください。

２　演奏可能な時間帯・指定場所

（１）演奏可能な時間帯・指定場所は次のとおりです。



区分	時間帯	指定場所｜演奏エリア				
		A	B	C	D	E
平日	午後3時から 午後9時まで	○	○※	○※	○	閉鎖
土曜・日曜・祝日	正午から 午後9時まで	○	○※	閉鎖	○	※

※ 「アコースティック・スペース」の設置…B・Cエリア内には、通常より狭いアコースティック（生音）限定のスペースがあります。またEエリアはアコースティック限定です。詳細は「トリセツ」を参照してください。

（２）年末年始（令和8年度は令和8年 12 月 28 日から令和9年1月3日まで）は道路使用許可を得ておらず、演奏はできません。

（３）1枠あたりの使用時間は毎時0分を起点とする1時間です。準備と撤収を含みますので、翌時0分には撤収を完了し次の方へ交代してください。

（４）1日あたり1組が使用できる時間枠は、平日2枠まで、土曜・日曜・祝日は1枠です。平日に2枠使用する場合は、同一エリアを使用することはできません。

３　演奏方法・遵守事項

（１）準備・撤収を含む使用時間中は、A4サイズ以上で印刷した登録証「川崎駅東口ストリートミュージックパス」を観客に見えるように掲示してください。

（２）演奏者は、現場責任者を別途手配し、使用時間中は当該エリアに常時配置してください。
ただし、「アコースティック・スペース」での演奏で、演奏者・観客ともに当該スペース内に収まる場合は、例外として演奏者自身が現場責任者を兼ねることができます。

（３）現場責任者は、ガイドライン及びトリセツの遵守確認や是正対応を担うものであり、現場責任者が不在の場合は演奏できません。

（４）通行の妨げにならないよう、現場責任者は観客が指定エリア内に収まるよう誘導してください。また、演奏者からも観客へ必要な呼び掛けをしてください。

（５）現場責任者は、通行人や観客、見回りスタッフ等から容易に識別できるよう、現場責任者であることを示す腕章を準備し着用してください。

（６）演奏終了後は周辺を清掃し、ごみは持ち帰ってください。

（７）車両を使う場合は近隣コインパーキングを利用してください。一般車乗降場や公共荷さばき場の利用、路上駐停車等はできません。

（８）写真・動画を撮影する場合は、関係者以外の人物が写り込まないよう、撮影方法やカメラの向き等を工夫してください。

（９）演奏活動に伴う事故、紛争、損害等に関しては、当事者間で解決してください。

（10）本ガイドライン違反時や災害発生時など、川崎市、見回りスタッフまたは川崎警察署から是正指導や中止要請等があった場合は、必ず速やかに応じてください。

４　音量・機材等のルール

（１）演奏する指定エリア内の観客に届く程度の小さな音量で演奏してください。

（２）大きな音が出る楽器や、一人で持ち運びができない大きさの楽器・機材は使用できません（例：ドラムセット、太鼓など）。

（３）アンプを使用する場合は1組1台、出力 10W 以下のものを原則とします。ただし、「アコースティック・スペース」での演奏の場合は、アンプその他の音響機器は使用できません。スマートフォンやタブレット端末等を音源の再生機器として使用することもできません。

５　禁止事項

（１）登録証の譲渡・貸与

（２）チケットや CD、グッズ等の販売行為

（３）有料配信・有料ファンサービスその他金銭的対価を得ることを目的とした営利行為

（４）他者の交通の妨害となるような方法での演奏活動

（５）ステージ・照明・投光器・立看板・のぼり等の設置

（６）施設・設備の破損・汚損その他原状回復が困難な行為

（７）法律・条例等に抵触する行為

６　登録抹消

本ガイドラインに定める事項に違反した場合、禁止事項に抵触した場合その他本取組の適正な運用に支障を及ぼすと認められる場合は、登録を抹消することがあります。

お問い合わせ

本取組に関する問合せ：川崎市市民文化局市民文化振興室

電話：044-200-3725

ファクス：044-200-3248

メールアドレス：25bunka@city.kawasaki.jp

登録や登録証に関する問合せ：「音楽のまち・かわさき」推進協議会

電話：044-544-9641

ファクス：044-544-9647

メールアドレス：smp@ongakunomachi.jp